

## 第28回石川県災害救助犬審査会実施要領

### 1 審査実施日程

令和8年3月17日（火）

午前 9時00分 受付

午前 9時30分 開会式

服従審査

実地審査

閉会式

### 2 審査項目

#### (1) 服従審査

- ① 紐付き脚側行進（レスキューシューズ着用）（往復常歩）
- ② 紐なし脚側行進（往路常歩・復路速歩）
- ③ 据座及び遠隔操作による招呼
- ④ 前進
- ⑤ 橋渡り
- ⑥ シーソー
- ⑦ ローリング・ブリッジ
- ⑧ トンネル
- ⑨ 水平梯子渡り
- ⑩ 瓦礫歩行
- ⑪ 休止及び銃声確固性

#### (2) 実地審査

- ① 告知テスト
- ② 瓦礫搜索

### 3 審査員

石川県が選任した審査員とし、審査中は審査員の指示に従うこととする。

### 4 嘱託犬

審査の結果、災害時の搜索活動に対応できる能力があると認められた犬を、石川県の災害救助犬として委嘱する。

### 5 表彰

参加犬のうち5頭以内を優秀犬として表彰する。ただし、指導手1名につき2頭以内とする。

### 6 その他

- (1) 審査会中に発生した障害疾病について、主催者は一切責任を負わない。
- (2) 発情犬は審査会当日に受付で申し出ること。
- (3) 嘱託犬については、石川県及び県内市町が行う訓練等に参加すること。

## 7 審査実施要領

### (1) 服従審査

#### ① 紐付き脚側行進（レスキューシューズ着用）（往復常歩）

- ・ヘルパー1～2名により、犬にレスキューシューズを履かせる。
- ・レスキューシューズを履かせた犬を、所定の位置に脚側停座させる。
- ・審査員の指示により、指導手と犬は15mの直線コースを常歩脚側行進で往復する。
- ・復路に移行する際に折り返し点では、右回り又は左回り（指導手は左回り、犬は右回りすることを言う）のどちらかでとどまる事なく折り返し、出発点に戻ったら右回り又は左回りして来た方向に向かって止まり、犬を脚側停座につけて終わる。
- ・終わるときに犬が命じられることなく自主的に脚側停座する。
- ・全般を通して指導手は、姿勢を正しく保ち、声視符の指示は少ないほど良いものとする。
- ・声視符の乱用や誘導的な指導手の態度は、その程度に応じて減点される。

#### ② 紐なし脚側行進（往路常歩・復路速歩）

- ・引き紐は犬の首輪からはずして、指導手の肩にかける。
- ・①の要領に準じて行う。
- ・ただし、コの字型で45m（一辺15m）のコースを往路は常歩、復路は速歩で行う。

#### ③ 据座及び遠隔操作による招呼

- ・犬を所定の位置に脚側停座をさせる。
- ・審査員の指示により指導手は犬に「マテ」を命じて、常歩で犬から15m前方に行き、犬と対面直立する。
- ・約30秒経過後、審査員の指示により犬を招呼し、出発地点に戻り脚側停座させる。

#### ④ 前進

- ・犬を所定の位置に脚側停座させる。
- ・審査員の指示により、規定位置（前方約15m）へ犬を前進させ、犬が到達したら停止させ、審査員の指示により、指導手は犬を招呼する。
- ・呼ばれた犬は脚側停座につくか、又は対面停座後、脚側停座させる。

#### ⑤ 橋渡し

- ・幅約30cm、長さ約2m以上、高さ約90cm以上の橋で、両側に傾斜した昇降板をつけたものを用い、犬を渡らせる。
- ・犬を所定の位置（渡橋の登り口より、約3m離れた地点）に脚側停座させる。
- ・審査員の指示により、指導手と犬は常歩脚側行進で渡橋登り口に進み、指導手は渡るよう命じ、犬は単独で渡る。
- ・指導手はほぼ中央で犬を停止させ、その場から犬を抱え下ろして脚側停座させる。

#### ⑥ シーソー

- ・幅約30cm、長さ約3m以上、高さ約45cmのシーソーを用い、犬を渡らせる。
- ・犬を所定の位置（シーソーの登り口より、約3m離れた地点）に脚側停座させる。

- ・審査員の指示により、指導手と犬は常歩脚側行進でシーソーの登り口に進み、指導手は犬に命じて、犬を単独で渡らせる。
- ・犬が渡り終えたら、指導手は犬を脚側につけ、常歩で出発点に戻り、脚側停座させる。

#### ⑦ ローリング・ブリッジ

- ・両端に直径約 40cm の同径円筒物（樽又はドラム缶）を置き、その間に幅約 30cm 、長さ約 4mの板を橋掛けしたものを用い、犬を渡らせる。
- ・犬を所定の位置（橋より約 3m 離れた地点）に脚側停座させる。
- ・審査員の指示により、指導手は声符、視符又は双方の兼用で犬を橋の先端から飛び乗らせ、橋の中間地点まで進ませた後、指導手は止まれを促す声符で、犬を即座に進行方向を向いた状態で静止させる。
- ・審査員の指示で指導手は犬が静止している位置まで進み、歩行再開を促す声符で犬と共に並行歩行し、最後まで渡り終えたら、犬は自発的に橋の先端で静止する。
- ・審査員の指示により、指導手は犬に歩行再開を促す声符又は視符で犬は自ら飛び降り、共に橋の数歩先の地点まで進み、犬を脚側停座させる。
- ・指導手は、犬や器具に触れてはならない。

#### ⑧ トンネル

- ・内径約 60cm、長さ約 3m 以上の直線の固形トンネルを用い、犬を通過させる。
- ・犬を所定の位置（トンネルの入口より約 3m 離れた地点）に脚側停座させる。
- ・審査員の指示により、指導手と犬は常歩脚側行進でトンネルの入口に進み、指導手は犬に命じて、トンネルを通過させる。
- ・通過させた後、指導手は出口で犬を脚側につけ、常歩で出発点に戻り、脚側停座させる。

#### ⑨ 水平梯子渡り

- ・障害物：高さ約 50cm の二本の支柱によって支えられる、全長約 4m ×幅約 50cm の梯子を使用。棧の間隔は 30cm(小型犬 15cm)、棧の幅は 5cm。梯子への登板用梯子を設置。
- ・指導手と犬は、梯子から適度に離れた位置で基本姿勢を取る。
- ・指導手は声符、視符又は双方の兼用で犬を登坂用梯子を経て、梯子の上を渡らせる。
- ・犬が梯子の最終棧に達した後、指導手は犬を抱え地上に降ろし、声符、視符又は双方の兼用で脚側停座をさせ、基本姿勢を取る。
- ・指導手は梯子の側面を沿って伴歩することが認められるが、犬や梯子に触れることは禁止する。

#### ⑩ 瓦礫歩行

- ・広さ約 2 m<sup>2</sup>の広さに板金、金属片、金網、ブロック、木、その他を放置する。
- ・犬を所定の位置（瓦礫の入口より約 3m 離れた地点）に脚側停座させる。
- ・審査員の指示により、犬と指導手は脚側行進で瓦礫の上を歩いて往復し、復路にて、途中命令なく犬は瓦礫の中で脚側停座する。
- ・その後、審査員の指示により再度行進を行い、所定の位置に戻り、脚側停座させる。

### ① 休止及び銃声確固性

- ・ 審査員に指示された位置で脚側停座をさせる。指示によって犬に休止（腰を横にくずした伏せの姿勢）を命じて、指導手は指示された場所に隠れる。
- ・ 約 2 分経過後、銃声確固性テスト（銃声 2 発）を行う。
- ・ 休止開始から約 3 分経過後、審査員の指示があつてから、犬の元へ戻り、指示によって、脚側停座させる。

## (2) 実地審査

### ① 告知テスト

- ・ 告知テストは、一人の擬似遭難者を、犬が自主的に告知することができるかを判断することを目的とする。なお、告知は「吠える」行為のみとし、その他の行為は認められない。
- ・ 指導手と犬は、告知管の前方約 10m の地点(10m の地点には印を設ける。)から審査員の指示により搜索を直ちに開始できる状態で待機する。
- ・ 擬似遭難者は、審査員の指示により、告知管の蓋を開け、中に隠れるところを犬に示しながら隠れる。
- ・ 擬似遭難者が隠れ終えた時点で、審査員の指示により、指導手は犬のみを告知管に送り出す。(声符と視符を同時に行うことは許可される。) この際、首輪や引き綱を付けたままも可とする。犬は自主的に告知しなければならない。
- ・ 告知管から漂っている臭いの範囲内のどこで告知しても良いが、より、擬似遭難者の近くで告知することが望ましい。
- ・ 犬が告知した後、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き(この際、指導手は犬に触れて軽く褒めても良い。)脚側停座を命じ、搜索を終了する。
- ・ 告知テストの搜索時間は 3 分間とし、その間に犬が告知できない場合は、搜索を中止する。なお、搜索開始時以外での告知の誘導は許可されない。

### ② 瓦礫搜索

- ・ 1 回の審査とする。
- ・ 疑似遭難者の人数は 1~3 名とする。
- ・ 疑似遭難者数等は指導手には知らせない。
- ・ 搜索開始は疑似遭難者が配置されてから 5 分後とする。
- ・ 指導手と犬は、審査員の指示により、搜索を開始する。(声符と視符を同時に行なうことは許可される。) この際、首輪や引き綱を付けたまま搜索を開始した場合は、その時点で搜索を中止する。
- ・ 犬は、隠れ場所のいずれかに潜伏している擬似遭難者を正確に告知する。なお、告知は「吠える」行為のみとし、その他の行為は認められない。
- ・ 搜索を行なう際は、どの隠れ場所から搜索を行なっても良い。ただし、指導手は歩行エリア外に出てはならない。
- ・ 犬に対する隠れ場所の指示は、歩行エリア内からのみとし、隠れ場所内への追従も認めない。(小型犬(体高 35 cm 以下)の場合は、審査員が認めた場合、隠れ場所内での補助を許可する。)審査員の許可なく、指導手が隠れ場所への追従を行なった際は、その時点で搜索を中止する。

- ・犬が告知した場合は、指導手は審査員に申告し、指示により、指導手は告知箇所に行く。この際、指導手は犬に触れて軽く褒めても良い。告知は、擬似遭難者に近いほど良い。
- ・犬の再発進は、その場所からできるが、発進後、指導手は速やかに歩行エリアに戻る。
- ・隠れ場所の搜索は、制限時間内であれば、何度でも同じ場所を搜索できる。ただし、擬似遭難者の早期発見・告知を理想とする。
- ・犬が危険区域へ逸脱した際は、呼び戻して直ちに戻った場合は減点とし、搜索は続行されるが、呼び戻しがきかない場合は、搜索を中止する。
- ・搜索時間は5分間とし、制限時間内に全ての搜索が終わらなかった場合は、犬の搜索意欲及び態度を勘案して、審査員が総合的に評価を行う。
- ・搜索時においては、犬の自主性、積極性、搜索意欲を重んじることとし、他の隠れ場所に送り出す指示は許されるが、声視符の過度の使用は減点とする。犬の搜索態度で搜索意欲が見られない場合は、審査員の判断により作業を中止する。

③作業中、次の誘惑要因を起用する。

- ・発炎筒
- ・音響機器による騒音
- ・搜索エリアにおける誘惑者（複数名）

(3) 注意事項等

- ・審査は服従審査、実地審査の順で行うが、服従審査で失格した犬は実地審査に出場できない。
- ・各審査全般にわたり、ボール・玩具・餌及びこれらに類するもの等の使用は認めない。
- ・各犬の指導手は2名以内の登録を可とする。
- ・審査会当日の指導手の変更は原則として認めない。ただし、傷病等の理由により審査員がやむを得ないと認めた場合は、協議の上、可とすることができる。
- ・レスキューシューズは指導手が用意したものを使用する。
- ・レスキューシューズを履いての脚側行進ができない犬は失格とする。
- ・レスキューシューズの着脱の際に履かせられない、脱がせられない場合、又は犬が他人を咬んだ場合は失格とする。
- ・服従審査全体で2回の逸走は失格とする。（休止は除く）
- ・「休止」で2回の逸走及び追従は減点とする。
- ・「休止」で指定位置から約3m移動した場合は中止とする。
- ・銃声確固性審査での逸走は1回で失格とする。
- ・瓦礫搜索審査で指定区域外へ2回の逸脱は中止とする。